

一般社団法人日本おひるねアート協会 講師育成プログラム受講規約

<概要>

- 1-1 本規約は一般社団法人日本おひるねアート協会（以下 協会という）が主催するおひるねアート講師育成プログラム（以下プログラムという）受講に関する規約です。

<講座内容>

- 2-1 協会が提供するプログラムは以下のとおりです
- おひるねアートに関する理論など、講師として必要な知識を得るための講義。
 - おひるねアート教室を運営するために必要な実技。
 - おひるねアートに必要な撮影の基礎知識
 - おひるねアート教室開講の事務手続き。
 - 課題の考査
 - 講師としての適正を判断する考査

<受講資格>

- 3-1 受講生はおひるねアート講師の資格取得に向けて前向きな姿勢で取り組んでください。
- 3-2 プログラム受講中は講師の指示に従い、厳粛に受講してください。
- 3-3 お子様を連れての受講は可能ですが、他の受講者に十分配慮するようにお願いいたします。他の受講生に迷惑がかかる場合は講師より退室を指示する場合があります。
- 3-4 本規約第3項第1～4に反する場合、講師の判断により受講をお断りする場合があります。 .

<受講料>

- 4-1 受講生はプログラム受講料・教材費・および考査料をお申し込み後 1 週間以内にお支払いください。お支払いの無い場合はお申し込みを取り消しさせていただきます場合がございます。各費用の内訳は下記のとおりです。
- A. プログラム受講料— 100,000円
講師育成プログラム4回分の費用
- B. 教材費— 15,000円 講師育成プログラムに使う教材費用（講師マニュアル・教材本2冊・おひるねアート教室認定教材1セット
その他講座で使う教材が含まれます）
- C. 考査料— 5,000円 課題考査・適正試験考査にかかる費用です。適正試験が複数回かかる場合、別途費用（再試験1回につき10,000円）が発生します。

合計金額 A+B+C 120,000円

（全て税別価格。2019年10月以降開催分から10%の消費税がかかります）

<受講後の費用>

5-1 受講生がおひるねアート適性試験に合格し、協会の認定講師として活動する場合、協会への入会が必要です。入会にあたっては以下の費用がかかります。(全て税別価格)

A. 入会金	2,000 円 (初回限り)
B. 講師登録費	3,000 円 (初回限り)
C. 講師サポート費	3,000 円 (月額)
D. 年会費	3,000 円 (年間)
E. 保険料	1,000 円 (年間)

A+B+D+E 合計 12,000 円

A. B. の費用については講師資格を得るための必須項目です。Cは毎月の引き落としとなります。(講師登録後3カ月間は免除) D. E の費用については講師活動を行う1ヶ月前に入金が必要です。以降、講師活動を行う場合は毎年B.C.Eの費用がかかります。休会の場合は年会費(3,000円)のみのお支払いとなります。退会された場合の費用はかかりませんが、再度協会へ入会するにはもう一度講師育成プログラムを受講していただく必要がございます。

<受講後の協会からのサービス>

6-1 受講生が講師資格を得て認定講師として活動する場合協会からは下記のサポートを行います。

- 登録商標「おひるねアート」を使用しての活動許可
- ホームページへの講師登録および教室の登録
- 協会へ問い合わせのあった講座受講希望者の斡旋
- 協会へ問い合わせのあった講座開講希望事業者(文化教室や保育園など)の斡旋
- 教材の割引販売
- 新規教材・教具・講座の紹介
- 認定講師名刺の提供
- 講師間の情報交換の機会

<講師活動の義務>

7-1 受講生は受講し、適正試験に合格した場合、協会の認定講師として講師活動を行っていただきます。講師活動を行う場合は必ず協会への報告が必要です。協会への届出なしで、講座を開講したり、講演をしたりすることはできません。

7-2 受講生は講師活動を行う場合、協会認定の教材を協会より購入し使用することが必要です。

- 7-3 教室開催時の価格は1回60分2000円～となっており、教材を使用しない無償や低価格の複数回にわたる活動の開催はできません。

<クーリングオフ>

- 8-1 受講生は受講料の入金後、8日間のクーリングオフ期間があります。入金日を含み8日以内にメールにて受講取り消しの意思を協会にお送りください。この期間に協会へお支払が発生した金額につきましては、振り込み手数料を差し引いて全額を返金させていただきます。

<中途解約>

- 9-1 クーリングオフ期間後であっても受講生は中途解約をすることができます。中途解約の場合、すでに受講した講座の回数(1回当たり25,000円)および、解約手数料(未受講分の20%)、振り込み手数料を差し引いた金額を返金させていただきます。
※オンライン講座の場合は、動画配信時点で2回分の講座を受講したものとみなします。

<考査の可否と再考査>

- 10-1 認定講師資格を得るためにはプログラム期間中に行われるすべての課題が合格レベルに達していることと、プログラム期間中に行われる考査に合格しなくてはなりません。
- 10-2 提出した課題が合格レベルに達していない場合、再提出を求められません。
- 10-3 考査に不合格になった場合、協会の指定する日時で再考査を受講することができます。再考査の受講料は再考査1回につき10,000円(税別)がかかります。
- 10-4 再考査は2回まで受講することができます。万-2回の再考査で合格しなかった場合は、すべての講師育成プログラムを再受講していただく必要があります。この場合費用はテキスト代をのぞくすべての受講料が再度かかります。

<欠席した場合の振替受講について>

- 11-1 やむを得ない事情により講座を欠席した場合は、別日程・別会場での振替受講をすることができます。有効期限は初回の受講予定日から1年以内とします。なお、無断欠席をされた場合はこの限りではありません。

<事業主>

一般社団法人日本おひるねアート協会
東京都中央区日本橋人形町2-4-9 双葉ビル802
代表理事 青木 水理